

食品健康影響評価の審議状況

(平成24年5月16日現在)

区分	要請件数	うち 24年度分	自ら評価	合計	評価終了	うち 24年度分	意見 募集中	審議中
添加物	128	3	0	128	112		2	14
農薬	789		0	789	451	7	7	331
うちポジティブリスト関係	350		0	350	167	3	3	180
うち清涼飲料水	93		0	93	29		0	64
うち飼料中の残留農薬基準	27		0	27	3	1	0	24
動物用医薬品	318		0	318	275	2	0	43
うちポジティブリスト関係	85		0	85	48		0	37
化学物質・汚染物質	57		3	60	43	3	0	17
うち清涼飲料水	48		0	48	34	3	0	14
器具・容器包装	16	2	0	16	6	2	0	10
微生物・ウイルス	7	1	1	8	7	1	0	1
プリオン	14		2	16	23		2	2
かび毒・自然毒等	6		2	8	6		0	3
遺伝子組換え食品等	160	4	0	160	133	4	1	26
新開発食品	74		1	75	71		0	6
肥料・飼料等	141	1	0	141	47	1	11	83
うちポジティブリスト関係	83		0	83	14		11	58
肥飼料・微生物合同	1		0	1	1		0	0
高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に関するワーキンググループ	1		0	1	0		0	1
食品による窒息事故に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
放射性物質の食品健康影響に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
その他 ^(注6)	1		1	2	1		0	1
合計	1,715	11	10	1,725	1,178	20	23	538

- (注) 1 審議中欄には、審議継続の案件のほか、今後検討を開始するものを含む。
2 リスク管理機関から、評価要請後に取り下げ申請があった場合には、その分を要請件数から減じている。
3 意見募集中欄には、意見情報の募集を締め切った後に検討中のものも含む。
4 自ら評価案件「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価」について、評価終了欄には評価対象国1カ国を1件として記入している(平成22年2月25日付で8カ国分、平成23年12月8日付けで3カ国分が終了)。
5 自ら評価案件「デオキシニバレノール及びニバレノール」について、評価終了欄には「デオキシニバレノール」、「ニバレノール」をそれぞれ1件として計上し、2件として記入している。
6 自ら評価案件「トランス脂肪酸」は、通知先が消費者庁、厚生労働省及び農林水産省のため、評価終了欄は3件として記入している。
7 平成22年3月18日に自ら評価案件として決定された「アルミニウム」は、まず情報収集から始めることとされたため、現在、担当専門調査会が未定となっている。
8 飼料中の残留農薬基準欄については、ポジティブリスト制度の導入に際して、飼料中の残留基準が設定された農薬についての食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件数である。